令和４年度「高取山の魅力向上イベントの企画・実施業務」公募要領

本要領は、神戸市長田区が高取山の魅力向上イベントの企画・実施業務（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、業務全般に関して適正な企画力、業務遂行能力、実施体制をもった受託事業者を公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定するために定めるものである。

１．案件名称

高取山の魅力向上イベントの企画・実施業務委託

２．業務内容に関する事項

（１）業務内容

「令和４年度「高取山の魅力向上イベントの企画・実施業務」仕様書のとおり（以下、「仕様書」という。）

（２）契約上限額

金 800,000 円（消費税・地方消費税含む）

（３）契約期間

委託契約締結後～令和５年３月 31 日（金）

（４）履行場所

長田区総務部まちづくり課及び高取山を含む長田区内

（５）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

３．契約に関する事項

（１）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容及び実施する企画の内容は、事業者選定後、本市と協議の上、決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（２）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

（３）契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

（４）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

４．応募資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４各号の規定に該当しないこと。

（２）神戸市指名停止基準要綱（平成６年６月 15 日市長決定）による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。

（３）国税及び地方税を滞納していない者であること。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第５条各号に該当する団体でないこと。

（５）神戸市の本社を有する事業所、または個人の場合は神戸市在住もしくは在勤の成人であり、本事業に必要な経験や知識を有すること。

５．スケジュール

（１）公募開始	令和４年９月 20 日（火）
（２）質問受付締切	令和４年 10 月３日（月）
（３）質問に対する回答	令和４年 10 月７日（金）
（４）企画提案書の提出期限	令和４年 11 月７日（月）
（５）選定委員会	令和４年 11 月中旬
（６）選定結果通知	令和４年 11 月下旬
（７）契約締結・事業開始	令和４年 12 月１日（木）（予定）
（８）事業完了	令和５年３月 31 日（金）

６．応募手続き等に関する事項

（１）質問の受付

①受付期間　令和４年９月 20 日（火）から令和４年 10 月３日（月）17 時まで。

②提出方法　様式３「質問書」に記載し、「８．その他」の「（２）提出先、問い合わせ先」に記載の提出先まで E メールにより提出すること。なお、電話での質問は一切受け付けないものとする。

③回答　令和４年 10 月７日(金)に本市ホームページにて回答する。

（２）応募書類等の提出

①応募申込書（様式１）

②誓約書（様式２）

③企画提案書

ア　企画提案書は、A４判とする。

イ　企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

・本業務に対する考え方、実施方針

・本業務の実施方法、手法、スケジュール

・提案のセールスポイント

・本業務にかかる実施体制・支援体制

④見積書

ア　A4 判。様式は任意とする。

イ　見積書の作成に当たっては、経費の詳細な明細を記載することとし、その金額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。また、企画提案書とは別に綴じること。

⑤受付期間　令和４年９月 20 日（火）から令和４年 11 月７日（月）17 時まで。

郵送もしくは持参。

郵送の場合は「８．その他」の「（２）提出先、問い合わせ先」へ。受付期間内必着。

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成３年３月条例第 28 号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日を除く午前９時～正午、午後１時～午後５時

⑥提出部数　企画提案書 10 部、見積書１部

⑦提出場所　長田区総務部まちづくり課

７．選定に関する事項

（１）選定基準

選定にあたっては、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な評価を行うものとする。

評価項目	評価ポイント	配点
独創性	・提案内容は独創性がある企画か。 ・提案内容が魅力的な内容となっているか。（多世代、区内外の居住者が参加してみたいと思える内容か） ・高取山の魅力をアピールできる企画か。	30
効果	・周辺地域への相乗効果を意識した内容となっているか。 ・長田神社前地域との連携が十分に図れる内容となっているか。	30
広報	・効果的な広報が実施できる計画となっているか。	20
実施体制	・本業務を履行するに足る能力があるか。 ・計画的な事業スケジュールとなっているか。	10
価格	・提案内容に対して見積金額が適切である	10

（２）選定方法

①本企画の評価については、「高取山の魅力向上イベントの企画・実施業務受託候補者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を行い、その意見を受けて選定する。

②選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の評価を行う。

③選定委員会

ア　開催日時　　令和４年 11 月中旬（予定）
　　詳細は別途お伝えします。

イ　開催場所　　長田区役所
　　詳細は別途お伝えします。

ウ　プレゼンテーションの流れについては別途お伝えします。

エ　選定委員会の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「（１）選定基準」の「独創性」の合計得点が高いほうとする。

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

①選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

②ほかの参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

③事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

④提出書類に虚偽の記載を行うこと。

⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

（４）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、すべての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

８．その他

（１）提案に要する費用、条件等

①企画提案書の作成に要する費用、参加者の負担とする。

②採用された企画提案書は、神戸市情報開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

③すべての企画提案書は返却しない。

④提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）

⑤期限後の提出、差し替え等は認めない。

⑥参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型

プロポーザル参加は無効とする。

（２）提出先、問い合わせ先

〒653-8570　神戸市長田区北町 3-4-3

長田区総務部まちづくり課活動支援担当　松岡、寺田

電話：078-579-2311

E メール：nagata-katsudo@office.city.kobe.lg.jp